

# 国民年金保険料には多段階免除制度があります

保険料の未納状態が続くと、将来受給することのできる年金額に影響がでる以外にも、万一障害や死亡といった不慮の事態が発生した際に、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合があります。そのため、経済的な理由等※で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や猶予となる「若年者納付猶予制度」があります。

※失業や天災等の理由により保険料を納めることが困難な場合の特例免除もございます。詳しくは町民課・保険年金担当までお問い合わせ下さい。

## 1、申請免除（承認期間は7月から翌年6月まで）

所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が一部または全部免除されます。申請者本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得による審査があります。

- 全額免除：保険料が全額免除されます。
- 4分の3免除：保険料の4分の1を納付し、4分の3が免除されます。
- 半額免除：保険料の半額を納付し、半額が免除されます。
- 4分の1免除：保険料の4分の3を納付し、4分の1が免除されます。

※一部免除になられた方は、承認通知書と合わせて送られてくる一部納付用の納付書での納付が必要になり、怠った場合未納扱いとなってしまいますのでご注意ください。

## 2、若年者納付猶予（承認期間は7月から翌年6月まで）

30歳未満の方（学生を除く）で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の全額が納付猶予されます。

**追納：**本人の申出により10年以内の免除や猶予された月分の保険料を全部（全額免除及び若年者納付猶予の場合）または一部（部分免除の場合）遡って納めることができます。  
※承認を受けた年度の翌々年度を越えて追納する場合、当時の保険料に経過した期間に応じて決められた加算額がつきます。

### 各制度による国民年金の受給要件

制度	老齢基礎年金を受け るための資格期間に は	受け取る老齢基礎年金額には		障害基礎年金や遺族 基礎年金を受ける為 の資格期間には	後から保険料を 納めること（追 納）は
		平成21年3月以前の 免除期間	平成21年4月以後の 免除期間		
全額免除	入ります	3分の1が 反映されます	2分の1が 反映されます	入ります	10年以内なら納 めることができ ます。  ※ただし、3年 度目以降は当時 の保険料に一定 額が加算され高 くなります。
4分の3免除 (4分の1納付)	保険料の4分の1を 納めると入ります	2分の1が 反映されます	8分の5が 反映されます	保険料の4分の1を 納めると入ります	
半額免除 (半額納付)	保険料の半額を 納めると入ります	3分の2が 反映されます	4分の3が 反映されます	保険料の半額を 納めると入ります	
4分の1免除 (4分の3納付)	保険料の4分の3を 納めると入ります	6分の5が 反映されます	8分の7が 反映されます	保険料の4分の3を 納めると入ります	
若年者納付猶予	入ります	年金額に 反映されません		入ります	2年を過ぎると 納めることがで きません。
未納	入りません			入りません	

問合せ 川越年金事務所 ☎049-242-2657 町民課 保険年金担当 ☎62-2154

# 後期高齢者医療保険

## 「被保険者証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

### ●後期高齢者医療保険被保険者証

現在、お持ちの被保険者証は、有効期限が平成24年7月31日まで  
となっております。

平成24年8月1日から平成25年7月31日までご使用いただく新し  
い被保険者証は7月中旬以降に簡易書留郵便にてお送りいたします  
ので必ず受領してください。



### ●限度額適用・標準負担額減額認定証

1ヶ月の医療費が高額になった場合、高額療養費として後日償還払いされますが、ご家族全  
員が住民税非課税世帯の後期高齢者医療保険被保険者の方は申請することにより、医療機関に  
入院または高額な外来診療を受診する際に窓口でのお支払いが限度額までとなる「限度額適  
用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

必要な方は被保険者証及び認印をご持参の上、役場町民課保険年金担当へ申請してくださ  
い。

### （更新の手続き）

今年度より、平成23年度中に申請があり引き続き交付対象となる方には、こちらから平成24  
年8月よりご利用いただける「限度額適用・標準負担額減額認定証」を7月中に送付させてい  
ただきますので再申請の必要はありません。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の区分が「低Ⅱ」となっている方で、入院日  
数が90日を超えた場合は、長期入院該当として「食事療養標準負担額」が減額されますのでお  
申出ください。

問合せ 町民課 保険年金担当 ☎62-2154

## 川越年金事務所 年金相談業務等の延長のお知らせ

川越年金事務所では、年金相談窓口の時間延長及び第2土曜日の開庁を行っています。ぜひ  
ご利用ください。

- ・平日開庁・・・ 8時30分から17時15分
- ・19時まで延長・・・ 7月2日、9日、17日、23日、30日
- ・第2土曜日開庁・・・ 7月14日 （土曜日の受付は9時00分から16時までです。）

問合せ 川越年金事務所 ☎049-242-2657